

施行 2024年12月1日

公益財団法人日本電信電話ユーザ協会定款第58条及び会員組織に関する規程第4条第4項に基づき、東京北地区協会会則を次のとおり定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会東京北地区協会（以下「地区協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を東京都千代田区内に置く。

(組織)

第3条 本会は、原則としてこの会の事業区域（新宿区、中野区、杉並区、世田谷区・渋谷区の一部、豊島区、北区、板橋区、練馬区、および足立区の一部）における会員をもって組織する。

2 本会の統合・廃止及び名称は、地区協会理事会の了承を得たうえ、東京支部理事会の議決をもって定める。

(目的)

第4条 本会は、定款に基づき、情報通信技術・サービスを利用したコミュニケーション文化の振興を図るとともに、情報通信技術・サービス利用者の利便増進に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業の範囲)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、定款に基づき次の事業を行う。

- (1) テレコミュニケーション能力の向上を図る事業
- (2) 情報通信技術・サービスの活用を推進する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の構成)

第6条 本会の会員は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の目的に賛同する団体又は個人とする。

(会費)

第7条 本会の会員は、別に定める規則により会費を納入するものとする。

(入会及び退会)

第8条 本会に入会するときは、入会申込書を提出するものとする。

2 本会を退会するときは、退会届を提出するものとする。

第3章 地区協会の運営

(地区協会の運営方針)

第9条 本会は、第4条（目的）及び第5条（事業の範囲）において、理事会（本部）が定める経営の基本方針及び支部の指導等に基づき、地域に即した事業活動を行う。

(地区協会役員の配置)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1)地区協会理事45人以内
- (2)地区協会監事2人以内

2 地区協会理事のうち、1人を地区協会会長、4人以内を地区協会副会長とするとともに、地区協会常任理事は、必要により選任する。

3 地区協会役員（会長・副会長・常任理事・理事及び監事）は、地区協会理事会において選任する。

(地区協会役員の職務)

第11条 地区協会会長は、地区協会理事を代表し、地区協会の事業活動について、提言・助言を行う。

2 地区協会副会長は地区協会会長を補佐し、地区協会会長に事故があった時、または地区協会会長が不在の時は、その職務を代行する。

3 地区協会理事は、地区協会の事業活動について、提言・助言等を行う。

4 地区協会監事は、地区協会の事業活動について監査を行う。

(地区協会役員の任期)

第12条 地区協会役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による地区協会役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 地区協会役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(地区協会役員の解任)

第13条 地区協会役員において、地区協会役員として相応しくない行為があったとき、又は、地区協会役員として職務の執行に堪えられないと判断した時は、地区協会理事会の議決により、解任することができる。

(地区協会顧問の選任)

第14条 本会に地区協会顧問を選任することができる。

2 地区協会顧問は、地区協会理事会において選任する。

3 地区協会顧問は次の職務を行う。

- (1)地区協会会長の相談に応じること。
- (2)地区協会理事会から諮問された事項について意見を述べること。

第4章 会議

(種別)

第15条 本会に、地区協会理事会及び常任理事会を置く。

2 地区協会会長は、事業の運営を支援するため、事業委員会を設置できる。

3 事業委員会の委員長および事業委員は地区協会会長が任命する。

(地区協会理事会の構成及び機能)

第16条 地区協会理事会は、地区協会理事をもって構成する。

2 地区協会理事会は、次の事項を議決する

(1)本会の統合・廃止の決定及び名称の変更

(2)役員（会長・副会長・常任理事・理事・監事）の選任及び解任

(3)顧問の選任及び解任

(4)事業施策実施計画の策定

(5)事業施策実施状況の報告

(6)地区協会の事業活動・運営に関する重要事項

3 前2項の(4)～(6)については、理事会が定める経営の基本方針の範囲内で議決することができる。

4 地区協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

5 地区協会理事会は、地区協会会長が必要と認めたとき、これを招集する。

(地区協会理事会の定足数及び議決)

第17条 地区協会理事会は、地区協会理事の過半数の出席をもって開催する。

2 地区協会理事会の議長は、地区協会会長がこれにあたる。ただし、地区協会会長が欠席した場合における議長は、出席した地区協会理事の中から互選されたものがこれにあたる。

3 地区協会理事会の議決は、出席した地区協会理事の過半数の同意をもって行う。

4 やむを得ない理由のため、地区協会理事会に出席できない地区協会理事は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的記録をもって表決、又は、地区協会理事会に出席する代理人をもって表決権を行使することができる。

5 前項の代理人は代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

6 第4項の規定による表決を行った者は出席とみなす。

7 地区協会会長が必要と認めた事項については、書面又は電磁的記録を持って、地区協会理事の賛否を徴し、地区協会理事会の開催に代えることができる。この場合においては、回答した地区協会理事の数をもって、出席者とみなす。

(地区協会監事の地区協会理事会出席)

第18条 地区協会監事は地区協会理事会及び地区協会常任理事会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。

(議事録)

第19条 地区協会理事会を開催した時は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、出席した地区協会理事のうちから選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

(地区協会常任理事会の構成及び機能)

第20条 地区協会常任理事会は、地区協会会長・副会長・常任理事をもって構成する。

2 地区協会会長は、地区協会理事会に諮るべき事項のうち、事前検討が必要と認める事項及び緊急に判断を要する事項等について、常任理事会を開催し協議する。

第5章 地区協会の事務局

(事務局)

第21条 地区協会の事務を処理するため地区協会事務局を置き、次の職員を配置する。

(1)地区協会事務局長1名

(2)事務職員 若干名

2 地区協会事務局長は地区協会事務を統括する。

3 事務職員は地区協会事務局長の命を受け事務を分掌する。

第6章 地区協会会則の変更

(地区協会会則の変更)

第22条 本会則は、定款、規程等の範囲内において、地区協会理事会の議決を経て変更することができる。

付則

この会則は、2024年12月1日から施行する

会 費 規 則

施行 2024年12月1日

1. 会則第7条における会費は、この規則の定めるところによる。

2. 会費は次のとおりとする。

年額 6,000円

3. 会費は年1回払いとし、請求書等により納入するものとする。

4. 年度途中の入会者の会費は、月割計算とする。

5. 年度途中退会者の既納の会費は返還しない。

6. この規則の改廃は地区協会理事会の議決を要する。